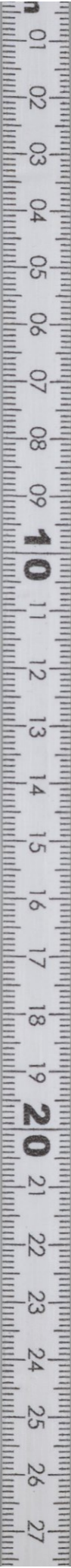


地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

東京合同運送株式會社定款

(昭和十二年三月現在)



目次

第一章 總則
第二章 株式會社
第三章 株主總會
第四章 役員
第五章 計算

附則

第一章	總則	一
第二章	當會社ハ東京合同運送株式會社ト稱ス	二
第三章	當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス	三
第四章	運送及ヒ運送取扱業	四
第五章	他ノ運送業者及ヒ保險業者ノ代理	五
第六章	稅關貨物ノ取扱	六
第七章	倉庫業	七
第八章	勞力ノ供給	八
第九章	前各號ノ業務ニ關係アル保證行爲	九
第十章	前各號ニ關聯スル一切ノ業務	十

東京合同運送株式會社定款

第一章 總則

第一條 當會社ハ東京合同運送株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

第一、運送及ヒ運送取扱業

第二、他ノ運送業者及ヒ保險業者ノ代理

第三、稅關貨物ノ取扱

第四、倉庫業

第五、勞力ノ供給

第六、前各號ノ業務ニ關係アル保證行爲

第七、前各號ニ關聯スル一切ノ業務

第三條 當會社ノ資本金ヲ五百三十五萬圓トス

第四條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ置キ支店ヲ左ノ各地ニ置ク

但營業ノ都合ニ依リ同一市町村内ニ數個ノ支店ヲ置クコトヲ得

東京市

千葉縣東葛飾郡松戸町

支店開廢ノ時期ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 當會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル中外商業新報ニ掲載ス

第一章 株式

第六條 當會社ノ株式ハ一株ノ金額ヲ五十圓トシ其ノ株數ヲ十萬七千株ニ分ツ

第七條 當會社ノ株式ハ記名式トシ一株券、五株券、十株券、五十株券、百株券、

五百株券ノ六種トス

第八條 増加株式ノ拂込ハ第一回拂込ヲ金十二圓五十錢トシ第二回以下ノ拂込ハ取

締役員ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ其ノ滯納額ニ對シ金百圓

ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ遲滯利息ヲ支拂ヒ且ツ其ノ遲滯ノ爲メ生シタル費用

ヲ支拂フモノトス

第十條 株主ハ住所及ヒ印鑑ヲ會社ニ届ケ出ツルモノトス其變更ノ場合モ亦同シ

第十一條 當會社ノ株式ヲ賣買讓渡シタルトキハ當事者ハ當會社所定ノ書式ニ依リ

タル請求書ニ株券ヲ添付シ名義書換ノ請求ヲ爲スモノトス

相續遺贈又ハ法律上ノ手續ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ其事實ヲ證明スヘキ書

類ヲ添付シ名義書換ノ請求ヲ爲スモノトス

第十二條 本條ノ場合ニ於テ會社ハ株券一枚ニ付金二十錢ノ手数料ヲ徵收ス

株券ヲ毀損シ又ハ種類ヲ變更スル爲メ新ニ株券ノ交付ヲ受ケントスルト

第十キハ當會社所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ株券ヲ添付シ新株券交付ノ請求ヲ爲スモノトス

第十三條 株券ノ紛失又ハ滅失ニ依リ株券ノ再交付ヲ受ケントスルトキハ當會社所定ノ書式ニ依リ會社ノ適當ト認ムル二名以上ノ保證人連署ノ請求書ヲ提出スルモノトス

第十四條 前項ノ請求アリタルトキハ會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ新聞紙ニ揭示シ揭示ノ日ヨリ三十日ヲ經ルモ異議ヲ申立ツルモノナキトキハ新株券ヲ交付ス

本條及前條ニ依リ株券再交付ノ場合ニ於テ會社ハ株券一枚ニ付金五十錢ノ手数料ヲ徵收ス

第十四條 前條ノ公告ニ依リ異議ノ申出ヲ爲シタル者アルトキハ會社ハ之ヲ請求者ニ通知スヘシ此場合ニ於テハ確定判決ニ依リテ權利者ナルコトヲ證明スルニアラサレハ株券ノ交付ヲ爲ササルモノトス

第十五條 株式名義ノ書換ハ定時總會ニアリテハ毎年四月一日及十月一日ヨリ總會終了ノ日迄之ヲ停止ス但シ臨時總會ニアリテハ總會召集ノ通知ヲ發シタルトキヨリ總會終了ノ日迄之ヲ停止ス

第三章 株主總會

第十六條 定時總會ハ毎年五月及十一月之ヲ召集ス

第十七條 株主總會ノ議長ハ取締役社長之ニ任ス但シ取締役社長事故アルトキハ專務取締役之ニ任シ專務取締役事故アルトキハ他ノ取締役之ニ當ルヘシ

第十八條 監查役ノ召集シタル株主總會及ヒ株主ノ請求ニ依リ召集シタル株主總會並ニ裁判所ノ許可ヲ得テ召集シタル株主總會ノ議長ハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第十九條 株主總會ノ議長ハ會議ヲ延長シ又ハ會場ヲ移轉スルコトヲ得

第二十條 總會ノ議事ハ商法ニ別段ノ定アル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ

第十以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長自己ノ議決權ノ外別ニ決票ヲ爲スコトヲ得

第二十條 當會社株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス

第二十一條 株主ハ其議決權ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ委任スルコトヲ得此場合ニ於テハ委任狀ヲ會社ニ提出スルモノトス

第二十二條 株主總會ノ決議及ヒ議事ハ其ノ要領ヲ記録シ議長及ヒ出席株主二名以上署名シ之ヲ會社ニ保存ス

第四章 役員

第二十三條 當會社ノ役員ハ取締役十二名以内監査役三名以内トス

第二十四條 取締役ハ當會社株式二百株以上ヲ有スル株主中ヨリ監査役ハ當會社株式百株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會之ヲ選任ス

第二十五條 取締役會ハ其決議ニ依リ當會社ニ顧問又ハ相談役若干名ヲ置クコトヲ得

第二十六條 取締役ハ任期中其所有株式二百株ヲ監査役ニ供託スルモノトス

第二十七條 取締役ノ互選ヲ以テ取締役社長一名專務取締役及常務取締役若干名ヲ置クコトヲ得

第二十八條 取締役社長ハ社務ヲ總理ス專務取締役常務取締役ハ取締役社長ヲ輔佐シテ社務ヲ執行ス

第二十九條 當會社ニ各自會社ヲ代表スル取締役三名以内ヲ置ク代表取締役ハ取締役會之ヲ互選ス

第三十條 取締役ノ任期ハ三箇年トシ監査役ノ任期ハ二箇年トス但シ其ノ任期カ定時總會前ニ滿了スルトキハ總會ノ終了ニ至ルマテ其任期ヲ伸長ス
補缺選舉ニ依リ就任シタル取締役及監査役ノ任期ハ前任者ノ殘任期間ニ據ル

取締役及ヒ監査役ハ再選スルコトヲ得

第三十一條 取締役又ハ監査役中缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ召集シテ補缺ノ選任ヲ行フ但シ法定ノ員數ヲ缺カサルトキハ次期ノ定時總會マデ其ノ選任ヲ延期スルコトヲ得

第三十二條 取締役及監査役ノ受クヘキ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第三十三條 當會社ノ決算ハ之ヲ二期ニ分チ毎年四月一日ヨリ九月三十日マテヲ上半期トシ十月一日ヨリ翌年三月三十一日マテヲ下半期トス

第三十四條 每營業期ニ於ケル總收入金ヨリ一切ノ經費損失及ヒ消却金ヲ控除シタルモノヲ利益金トシ左ノ順序ニ從ヒ分配ス但シ決算ノ都合ニ依リ内幾分ヲ別途

積立金又ハ繰越金ト爲シ其他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一、法定積立金 利益金百分ノ五以上

二、役員賞與金 利益金百分ノ十以下

三、株主配當金

第三十五條 株主配當金ハ毎年三月末日及九月末日現在ノ株主名簿ニ依リ之ヲ拂渡

スモノトス

第三十六條 株主配當金ハ株主總會終了ノ日ヨリ三箇年ヲ經過スルモ請求ナキトキハ其請求ヲ拋棄シタルモノト看做シ當會社之ヲ取得ス

附 則

第三十七條 第二十四條及第二十六條ノ株式數ハ當會社資本増加ニ依ル新株券ノ發行アルニ至ルマテ其株數ヲ二十株トス

第三十八條 舊定款ニ依リ選任サレタル取締役及監査役ノ任期ハ本定款ノ實施ニ依リ滿了ス

第三十一條 本會は、其の業務の進捗を、毎年三月三十一日及び六月三十日、九月三十日、十二月三十一日、に、村長に報告し、かつ、その報告書に、本會の財産目録、及び、その増減の状況を、添付するものとする。

第三十二條 本會は、其の業務の進捗を、毎年三月三十一日及び六月三十日、九月三十日、十二月三十一日、に、村長に報告し、かつ、その報告書に、本會の財産目録、及び、その増減の状況を、添付するものとする。

ハ其の業務の進捗を、毎年三月三十一日及び六月三十日、九月三十日、十二月三十一日、に、村長に報告し、かつ、その報告書に、本會の財産目録、及び、その増減の状況を、添付するものとする。

第三十六條 村長は、本會の業務の進捗を、毎年三月三十一日及び六月三十日、九月三十日、十二月三十一日、に、報告し、かつ、その報告書に、本會の財産目録、及び、その増減の状況を、添付するものとする。

第三十七條 村長は、本會の業務の進捗を、毎年三月三十一日及び六月三十日、九月三十日、十二月三十一日、に、報告し、かつ、その報告書に、本會の財産目録、及び、その増減の状況を、添付するものとする。

第三十八條 村長は、本會の業務の進捗を、毎年三月三十一日及び六月三十日、九月三十日、十二月三十一日、に、報告し、かつ、その報告書に、本會の財産目録、及び、その増減の状況を、添付するものとする。

第三十九條 村長は、本會の業務の進捗を、毎年三月三十一日及び六月三十日、九月三十日、十二月三十一日、に、報告し、かつ、その報告書に、本會の財産目録、及び、その増減の状況を、添付するものとする。

第四十條 村長は、本會の業務の進捗を、毎年三月三十一日及び六月三十日、九月三十日、十二月三十一日、に、報告し、かつ、その報告書に、本會の財産目録、及び、その増減の状況を、添付するものとする。

